

茂総管第21号  
令和4年6月2日

茂原市監査委員 風戸 博恭 様  
茂原市監査委員 山田 広宣 様

茂原市長 田中 豊彦

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和3年11月29日 付け茂監第118号)

総務部	管財課
監 査 結 果	
・工事検査にあたっては、工事の履行過程における市の担当監督職員の適切な指示、検査等が必要不可欠であることから、監督職員の更なる資質向上のため指導を行われない。	
措 置 内 容	
・工事発注担当初任者を対象として10月に研修会を開催し、工事の際に準拠すべき法令や基準などを説明した。また年度末においては、施工前、施工中の留意事項をまとめ、検査講評として工事担当課へ通知したところである。	